

議案第97号

松阪市水道給水条例の一部改正について

松阪市水道給水条例（平成17年松阪市条例第288号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月3日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市水道給水条例の一部を改正する条例

松阪市水道給水条例（平成17年松阪市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第1号中「1件につき14,000円」を「。」に改め、同号に次のように加える。

ア 新規の場合 1件につき 14,000円

イ 更新の場合 1件につき 7,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。